

病床削減事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 知事は、滋賀県地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小に伴う建物の改修整備について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の目的)

第2条 この補助金は、滋賀県地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小に伴う建物の改修整備に際し、病床削減により不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するための費用を支援することにより、病床機能分化・連携の推進に向けた基盤整備を図ることを目的とする。

(補助の対象)

第3条 補助の対象とする事業は、第2条に定める目的をもって実施する病院における改修整備事業とする。ただし、下記の改修整備事業は補助の対象外とする。

- (1) 回復期病床への機能転換にかかる改修整備事業
- (2) 平成28年4月8日（滋賀県地域医療構想公示日）以後に取得した建物にかかる改修整備事業

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に掲げる対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。

1 項目	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
病床削減に伴う建物改修整備	鉄筋コンクリート造 1床当たり 5,022千円	病床削減により不要となる病棟・病室等を他の用途へ変更するための改修に要する工事費または工事請負費	1/2 以内
	ブロック造 1床当たり 4,377千円		

(補助金の申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金の交付申請は、様式第1号による申請書を、同申請書に記載する関係書類を添えて知事が別に定める日までに提出するものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条に規定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をする場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 事業が予定の期間内に完了しない場合は、当該事業年度の1月10日までに様式第5号による報告書により、また事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその旨を知事に報告し、指示を受けなければならない。
- (4) 事業により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、または取り壊してはならない。
- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することがあった場合には、補助額の全部または一部を県に納付させることができる。
- (6) 事業により取得し、または効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
- (7) 事業にかかる証拠書類の管理については、収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入および支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿および証拠書類を事業の完了の日(事業の中止または廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、または効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、または補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- (8) 事業を行うために工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (9) 当該事業と対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。

(変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更する場合には、様式第2号による申請書を、同様式に記載する関係書類を添えて、速やかに提出するものとする。

(実績報告等)

第8条 規則第12条に規定する実績報告は、様式第3号による報告書を、同報告書に記載する関係書類を添えて、事業完了後1か月以内または翌年度4月10日のいずれか早い日までに知事に提出して行わなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税および地方消費税の申告により補助金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第4号により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（標準事務処理期間）

第9条 標準事務処理期間は次のとおりとする。

- （1）規則第4条の規定による補助金等の交付決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。
- （2）知事は、補助金の変更交付申請があったときは、申請書を受理した日から14日以内に変更交付決定を行うものとする。
- （3）規則第13条の規定による額の確定は、第8条第1項の規定による実績報告があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（検査）

第10条 知事は、補助事業者に対して、必要に応じて事業の実施にかかる資料の提供等の協力を求めることができるものとする。また、補助金等にかかる予算の適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して実地に検査をすることができる。

付 則

この要綱は、令和元年12月 9日から施行する。

様式第1号

病床削減事業費補助金交付申請書

番 年 月 号
日

(宛 先)
滋 賀 県 知 事

申請者 住所
氏名 印

(法人にあつては名称および
代表者の氏名)

年度における病床削減事業費補助金について、金
円を交付されるよう滋賀県補助金等交付規則第3条の規定により、次の関係書
類を添えて申請します。

(関係書類)

1. 経費所要額調(別紙1)
2. 事業計画書(別紙2)
3. 歳入歳出予算書(見込書)の抄本
4. その他参考となるべき書類

経費所要額調

補助事業者名:

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	備考
病床削減に伴う建物改修 整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円	
合計									

(注)

- 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じた額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

事業計画書

事業区分	病床削減に伴う建物改修整備事業				
開設者(設置者)	施設名			所在地	
施工内容	改修				
建物の構造及び面積	構造: _____ ○階建 建築面積 _____ m ² 延べ面積 _____ m ²				
施工期間	着工 年 月 日		~	竣工 年 月 日	
工事の施工方法	(直営工事、請負工事の別を記入)				
整備費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分		m ²	円	円	
	小計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小計				
合計					
財源内訳					
区分	金額			備考	
(1) 補助金 (2) 地方債 (3) 寄付金 (4) その他	円 (内 訳)				
計					
整備内容(工事の全体概要を記入すること)					

様式第2号

病床削減事業費補助金変更交付申請書

番 年 月 号
日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては名称および
代表者の氏名)

年度における病床削減事業費補助金については、 年 月
日付け 第 号により交付決定を受けましたが、その後の事情の変更によ
り、交付額を変更されたく申請します。

1. 今回追加交付(一部取消)申請額	金	円
内訳	既交付決定額	金 円
	変更後所要額	金 円

2. 変更を必要とする理由

(関係書類)

1. 経費変更所要額調(別紙1)
2. 変更事業計画書(別紙2)
3. 歳入歳出予算書(見込書)の抄本
4. その他参考となるべき書類

経費変更所要額調

補助事業者名:

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出予定額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	既交付決定額 (I)	差引追加交付 (一部取消)申請額 (H)-(I)=(J)
病床削減に伴う建物改修 整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円		
合計										

(注)

- 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じた額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

変更事業計画書

事業区分	病床削減に伴う建物改修整備事業				
開設者(設置者)	施設名			所在地	
施工内容	改修				
建物の構造及び面積	構造: _____ ○階建 建築面積 _____ m ² 延べ面積 _____ m ²				
施工期間	着工 年 月 日		~	竣工 年 月 日	
工事の施工方法	(直営工事、請負工事の別を記入)				
整備費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分		m ²	円	円	
	小計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小計				
合計					
財源内訳					
区分	金額			備考	
(1) 補助金 (2) 地方債 (3) 寄付金 (4) その他	円 (内 訳)				
計					
整備内容(工事の全体概要を記入すること)					

様式第3号

病床削減事業費補助金事業実績報告書

番 年 月 号
日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名 印

(法人にあつては名称および
代表者の氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度
病床削減事業費補助金について、滋賀県補助金等交付規則第12条の規定に
より、その実績を関係書類を添えて報告します。

(関係書類)

1. 経費所要額精算書(別紙1)
2. 事業実績報告書(別紙2)
3. 歳入歳出決算書(見込書)の抄本
4. 契約書の写し、検査調書の写し
5. その他参考となる資料

経費所要額精算書

補助事業者名:

事業区分	総事業費 (A)	寄付金その他の収入額 (B)	差引額 (A)-(B)=(C)	対象経費の支出済額 (D)	基準額 (E)	選定額 (F)	県補助基本額 (G)	県補助所要額 (H)	県補助交付決定額 (I)	県補助受入額 (J)	差引過△不足額 (J)-(I)=(K)
病床削減に伴う建物改修 整備事業	円	円	円	円	円	円	円	円			
合計											

(注)

- 1 「選定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。
- 2 「県補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額に補助率1/2を乗じた額を記入すること。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとする。

事業実績報告書

事業区分	病床削減に伴う建物改修整備事業				
開設者(設置者)	施設名			所在地	
施工内容	改修				
建物の構造及び面積	構造: _____ ○階建 建築面積 _____ m ² 延べ面積 _____ m ²				
施工期間	着工 年 月 日		~	竣工 年 月 日	
工事の施工方法	(直営工事、請負工事の別を記入)				
整備費内訳					
区分	費目	面積	単価	金額	備考
補助対象事業分		m ²	円	円	
	小計				
補助対象外事業分		m ²	円	円	
	小計				
合計					
財源内訳					
区分	金額			備考	
(1) 補助金 (2) 地方債 (3) 寄付金 (4) その他	円			(内 訳)	
計					
整備内容(工事の全体概要を記入すること)					

様式第4号

番 年 月 号 日

(宛先)
滋賀県知事

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては名称および
代表者の氏名)

年度消費税および地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあつた 年度
病床削減事業費補助金に係る消費税仕入控除税額について交付要綱第8条第
2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

1 年 月 日付け 第 号による補助金の額の確定通知額
金 円

2 消費税および地方消費税の申告により確定した消費税および地方消費税
に係る仕入控除税額(要補助金返還相当額)
金 円

3 添付書類
記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が
把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

様式第5号

病床削減事業費補助金の補助対象事業の遂行状況報告書

事業区分	施設名	所在地
病床削減に伴う建物改修整備事業		

1. 事業施行状況

(○年 月 日現在)

区分	施工面積	工事施工率	金額	備考
自 年 月 日 至 年 月 日 現在竣工量	m ²	%	円	
自 年 月 日 至 年 月 日 まで竣工見込量				
計				

2. 工事進捗状況

(○年 月 日現在)

工事名	○年												○年			
	4月1日	5月1日	6月1日	7月1日	8月1日	9月1日	10月1日	11月1日	12月1日	1月1日	2月1日	3月1日	4月1日			
設計事務	----- 100%															
入札事務	----- 100%															
整地工事	----- 100%															
基礎工事	----- 100%															
〇〇工事	-----												----- 65%			

1. 工事予定を点線の棒線で示し、その上に工事進捗状況を実線の棒線で示すこと。
2. 工事名ごとに工事進捗状況(出来高)を%をもって示すこと。

3. 繰越予定状況

請負契約額	年度内完成(見込)				繰越予定		繰越理由
	○年 月 日現在		年度末現在(見込)		円	%	
(全体契約額)	円	%	円	%	円	%	
(うち補助金分)	円						

請負契約額欄の(うち補助金分)は、交付決定額を記入すること。

事業区分

- (1) へき地診療所施設整備事業
- (2) 過疎地域等特定診療所施設整備事業
- (3) へき地保健指導所施設整備事業
- (4) 研修医のための研修施設整備事業
- (5) 臨床研修病院施設整備事業
- (6) へき地医療拠点病院施設整備事業
- (7) 医師臨床研修病院研修医環境整備事業
- (8) 離島等患者宿泊施設施設整備事業
- (9) 産科医療機関施設整備事業
- (10) 分娩取扱施設施設整備事業
- (11) 死亡時画像診断システム施設整備事業
- (12) 有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
- (13) 南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
- (14) 院内感染対策施設整備事業

このシー

事業区分(様式2, 4, 5用)

へき地診療所施設整備事業
過疎地域等特定診療所施設整備事業
へき地保健指導所施設整備事業
研修医のための研修施設整備事業
臨床研修病院施設整備事業
へき地医療拠点病院施設整備事業
医師臨床研修病院研修医環境整備事業
離島等患者宿泊施設施設整備事業
産科医療機関施設整備事業
分娩取扱施設施設整備事業
死亡時画像診断システム施設整備事業
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業
院内感染対策施設整備事業

施工内容

新築
移転新築
改築
増築
改修

構造

鉄骨鉄筋コンクリート造
鉄筋コンクリート造
鉄骨造(鉄筋コンクリート造と同等の強度)
鉄骨造(ブロック造と同等の強度)
ブロック造
木造
プレハブ造
その他

トは削除しないでください

所要額計算

	分類	国庫補助 基本額係数	再分類	国庫補助 所要額係数 (直接、都道 府県)	国庫補助 所要額係数 (間接)
へき地診療所施設整備事業	b	1/2	A	1/2	1
過疎地域等特定診療所施設整備事業	b	3/4	A	1/2	2/3
へき地保健指導所施設整備事業	b	1/3	A	1/3	1
研修医のための研修施設整備事業	c	-	A	1/2	1/2
臨床研修病院施設整備事業	c	-	A	1/2	1/2
へき地医療拠点病院施設整備事業	a	-	A	1/2	1/2
医師臨床研修病院研修医環境整備事業	b	2/3	A	1/3	1/2
離島等患者宿泊施設施設整備事業	b	2/3	A	1/3	1/2
産科医療機関施設整備事業	b	1/2	A	1/2	1
分娩取扱施設施設整備事業	b	1/2	A	1/2	1
死亡時画像診断システム施設整備事業	b	1/2	A	1/2	1
有床診療所等スプリンクラー等施設整備事業	a	-	B	-	1
南海トラフ地震に係る津波避難対策緊急事業	b	1/2	A	1/2	1
院内感染対策施設整備事業	b	1/3	A	1/3	1